

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
弥栄建設株式会社	京都府南丹市園部町城南町安岡1-1	令和3年4月10日～令和3年7月9日(3ヵ月)	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)	弥栄建設株式会社の元代表取締役は、南丹市が令和元年度に発注した設備工事の入札をめぐり、同市の職員が非公表の工事費などを漏らして落札させた官製談合防止法違反の容疑で逮捕された件に関し、令和3年2月12日、公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されたため。
道岡建設工業株式会社	大阪府堺市堺区石津町1-3-15-201	令和3年6月2日～令和3年7月1日(1ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	道岡建設工業株式会社は、大阪府羽曳野市発注の工事において、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成したとして、令和3年1月20日、大阪府知事から建設業法第28条第3項の規定に基づき7日間の営業停止処分を受けたため。
株式会社テックジャパン	大阪府八尾市大字山畑369	令和3年9月8日～令和3年10月7日(1ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	株式会社テックジャパンは、大阪府八尾市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に反して、営業所の専任技術者を本件工事の専任の主任技術者として配置したとして、令和3年6月9日、大阪府知事から建設業法第28条第3項の規定に基づき15日間の営業停止処分を受けたため。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。